

平成28年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成28年12月16日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成28年12月16日 10時01分

1. 閉 議 平成28年12月16日 12時18分

1. 延 会 平成28年12月16日 12時18分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 東 泰士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	田 井	郁 也
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広
民生課長	三 栖	健 次	住民保健課長	廣 畑	康 雄

生活環境課長	玉 置	孔 一	観 光 課 長	愛 須	康 徳
建 設 課 長	坂 本	規 生	上下水道課長	濱 口	伊 佐 夫
会 計 管 理 者	中 本	敏 也	消 防 長	大 江	康 広
教 育 委 員 会					
教 育 次 長	寺 脇	孝 男	総 務 課 課 長	久 保	道 典
総 務 課 副 課 長	小 川	敦 司			

1. 議事日程

- | | | |
|----------|---------|---|
| 日 程 第 1 | 議案第102号 | 専決処分の承認について |
| 日 程 第 2 | 議案第103号 | 専決処分の承認について |
| 日 程 第 3 | 報告第16号 | 専決処分の報告について |
| 日 程 第 4 | 議案第104号 | 白浜町国民健康保険直営川添診療所の指定管理者の指定について |
| 日 程 第 5 | 議案第105号 | 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定について |
| 日 程 第 6 | 議案第106号 | 白浜町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 7 | 議案第107号 | 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 8 | 議案第108号 | 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 9 | 議案第109号 | 白浜町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 10 | 議案第110号 | 白浜町税条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 11 | 議案第111号 | 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 12 | 議案第112号 | 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 13 | 議案第113号 | 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 14 | 議案第114号 | 平成28年度白浜町一般会計補正予算（第4号）議定について |
| 日 程 第 15 | 議案第115号 | 平成28年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日 程 第 16 | 議案第116号 | 平成28年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日 程 第 17 | 議案第117号 | 平成28年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日 程 第 18 | 議案第118号 | 平成28年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について |

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第14

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成28年第4回定例会4日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名です。

本日の議事日程についてはお手元に配布しています。

廣畑決算審査特別委員長から平成27年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定等11件に関する委員会審査報告書が提出され、配布しております。

本日、議会終了後に全員協議会を開催しますのでよろしくお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第102号 専決処分の承認について

○議長

日程第1 議案第102号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第102号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第102号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第103号 専決処分の承認について

○議 長

日程第2 議案第103号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

議案第103号につきまして、初日に課長からいろいろ説明がありました。添付の参考資料の写真の部分、あるいは図面の部分。道路の占有、法人のパイプあるいは配線についての道路の占有について、そうしたことが行われているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外(生活環境課長)

給水管なり配水管並びにケーブル等につきましては、道路管理者である白浜町建設課の道路占用許可を得て設置しておるものでございます。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

道路の占用許可をとっておるということでありまして。やはり作業にあたっては十分注意しておると思いますが、今回このパイプの破断の状況の中での損害賠償の金額になったわけなんですけれども、配水パイプについてはよしとしまして、用水の海水を上げるこのパイプが仮に破損したとしたら大変なことになるという思いをするわけです。その辺注意をするとか、特別なこうした場所を整備する場合に、そういったことを事前にきちんと把握してなかったらあかんの違うかなと思いますので、その辺についてちょっと課長の見解を伺いたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外(生活環境課長)

廣畑議員ご指摘のとおり、今回は配水管ということでしたけれども、海水をくみ上げる、給水のほうにはかなりの圧力がかかっております。もしこれが破断しますと、言われましたように大変なことになりますし、作業員にも何らかのけがになろうかと思えます。原因につきましては、もちろん事前の注意不足もありますし、事前の確認といえますか、こちらが塩ビ管であるので、きちんと注意をしながらしなければならぬという作業にあたる前の心づもりが不足していたのではないかと考えております。今後このようなことがないように、作

業前に十分注意するよう係の者にも注意したところでございます。今後はこのようなことがないようにしていきたいと思っておりますので、その点なにとぞよろしくお願いいたします。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

そういうことでいいと思うんですけども、海水が上がらんということは上の動物が死ぬということですから、そういった点も十分認識しておかなあかんのちがうかなと。損害賠償になるとできるのかなという思いもありますし、やっぱり大事な点ちがうかなと思います。その点についてもう一度課長の答弁を求めます。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外（生活環境課長）

言われましたように、こちらの海水を利用して企業さんが施設を運営しておりますので、万が一そういうことになりましたら大きな事態も予想されますので、十分その辺はこちらも注意しながら今後作業にあたっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

今の関連ですけども、現状を見ると送水管でなく配水管。上から流れてくる圧力のかかっていないパイプということですけども、事前に草刈りをするまでの指示、今も答弁がありましたけれども、その指示。この場所はこういうものがあるからという事前の調査ができてあるのか。こういうパイプが草で覆われているけどあるからという調査があつて指示を出しているのか。草刈ってくれと指示しているのか。その辺が抜かっていたと答弁がありましたけれども、これは絶対にあなた方上司がそれをきちんと作業される方、現場に対して事前の説明をきちんとしてもらわなかったら、毎回毎回こういうことが起こります。車を傷つけたり、いろんな形で今まで何回と出てきています。

我々も町内会でも草刈りをお願いすることもありますけども、そんな形でいろんなところから要望あると思うんですけども、そのときにはこの場所には何があるかということもきちんと作業員の方に指示してやっていただきたいと思っております。私も現場見てきましたけれども、あそこにパイプあることくらいは行ったらわかります。なんぼ草が覆っていてもそういう状況の場所です。その辺のところ、これから気をつけていただきたいと思っております。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外（生活環境課長）

ご指摘のとおりと思っております。現場作業にあたる前にはこちらに管が2本あるということは十分作業にあたった者もわかっておったんですが、この管が一体何であるかという調査までは至っていなかったと。廣畑議員からもご指摘ありましたように、これは海水を送水する管並びに配水する管であるという確認まで至っていなかったということがございますので、その辺も出来る限り事前調査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

12番 玉置君

○12番

これは町道の敷設するにあたり、ケーブルが切れているんですね。大事なケーブルだと思うんですけども、このケーブルがこういう裸の状態を設置をさせたということが少し事故につながっているのかなど。こういう大事なケーブルは道路に敷設する場合、敷設する側がもう少し鉄管か何かケーブルを守る。そういう指導と言うか、今後そういうことを町としては考えるのですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

道路占用物件ということで、建設課が許可を与えているものでございます。今後、企業さんともこういったことについて一度協議してみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第103号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第103号は原案のとおり承認されました。

（3）日程第3 報告第16号 専決処分の報告について

○議 長

日程第3 報告第16号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 古久保君

○3番

12ページの参考資料を見てますと、信号を渡ったところですが、これは完璧に前方不注意という感じにとれるんですね。若い人がこういう事故を起こすというのは、はっと気がついて左側に振った、左側に車があった、それで事故を起こしたと。前の車がウインカーを出して右に曲がろうとしているところにいるところ。今、私たち老人の事故が世間では言われています。私もそのうちなんです。やはりその辺はきちんと注意してるつもりなんで、ブレーキとアクセルと踏み間違えるということを十分気をつけてやっているんです。

一步間違えば犯罪者になりますので、この歳になって犯罪者になりたくないで、そういうつもりで車を運転するときは気をつけているんです。だから、この辺のところ、スマホでもやっていたのかなという感じにしかとれないんです。ちょっとこの辺、毎回毎回気をつけます、気をつけますと答弁していただいているけども、これ徹底されてないんちがうかなと思うんですけども、その辺どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 田井君

○番 外（日置川事務所長）

公用車の事故があるたびに、議員の皆様にご指摘を受けまして、私どもも朝礼のときには公用車の安全運転について話をしてきました。皆に言いますのは、余裕を持った運転ということで安全確認ということをしてきました。それから、公用車の鍵をかけているところには安全確認、余裕を持った運転ということで、ポスターのようなものを掲示して注意を促していたところですが、油断といいますか、もう少し車間距離をとっておれば止まるなりできたんでしょうけども、こういう事故を起こしまして本当に申し訳ございません。

今後、皆もこういう事故があつてより一層慎重な運転をすると思うんですけども、職場として安全運転に今までより一層取り組んでいきたと考えておりますので、よろしく願います。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

今、所長から答弁いただきましたけども、職員の方には事故を起こして、これ処理対応だけで済まされて、状況をきちんと本人から聞いて、原因をきちんと調査されて、それを糧にして皆さん方に教訓としていただく、繰り返しをしていかないけない。我々老人も繰り返し訓練せなだめなんです。たまに運転すると間違うんです。常に乗っているからできるんです。そういうところ、よろしく。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

この報告第16号に関してだけでなしに、今まで議会ごとにこういう報告がございますが、人事管理上、民間の手法も取り入れていくべきではないかなという気がします。私は何もペナルティーを科すということではないのですけども、ヒヤリハットも含めて今まで安全対策も含めて十分庁内でやられていると思うんですけども、事故をされた方はダブった人はないのか。十分人事管理上も今後考えてもらわんならんという気がいたします。民間でははっきり言ってボーナスに査定されますよ。そういうところも含めて、町は保険をかけておりますけれども、実質的な被害はあるなし別として、こういうことがたびたび起こるようでは士気に影響してくるということもございますし、本当に安全運転、さらには交通ルールを守っておられる職員の方々にも迷惑かかる。そういうことも含めて、人事管理の面でも今後考えていく必要があるんちがうかという気がするんですけども、この点について意見を聞きたいと思います。

○議 長

番外 副町長 林君

○番外 (副町長)

楠本議員からのご質問ですけれども、私の記憶では同じ職員がこのような物損事故ということで報告事項として提案させていただいたことはなかったように思います。

毎議会毎議会繰り返になりますけれども、定例課長会では私と町長から朝礼では必ず今日一日の運転については気をつけろということを指示しなさいと伝えておりますし、私から文書で課長宛にも出してあります。たびたびこういう事故が起こりまして本当に申し訳ないと思っているんですけども、先ほど古久保議員からもございましたように、気の緩みというんですか、そういうのがあったのかと思ってございます。私としましても議会ごとにこのような報告事項を出すということは本当に申し訳ないと考えてございます。今後とも課長会、それから文書を通じて徹底していきたいと考えております。

人事管理につきましては、当然このことにつきましては検討していきたいと考えます。

○議長

8番 三倉君

○8番

上がってきている金額云々については、あまり何百万円という金額でないんですけども、上がってくるのは金額が小さいからというから専決処分の方法をとられているということもあるかわからんですけども、背景としたら事故を起こしたらその職員そのあと仕事しないですよ。できないですよ。前にも話させてもらったんですけども、そのことによって結局上司も上司で仕事の手を止められるわけですね。一つの事故を起こすことによる負の波及というのがものすごく大きいと思うんです。だから、そこら辺も出てくる金額だけでなしに、我々もまたかといやな思いをすることもあるんですけども、それ以上にそういうことも含めた中で対策を考えんならんの違うかと思ったりするんです。毎回毎回この案件について上がってきたら、あなた方もそうですし、我々もたとえ10分でも15分でも時間を割くわけです。その時間というのは生産でなしに負の時間です。そこら辺も金額だけでなしに気持ちの分もそうですし、生産の前向きにできる方法にと思って私はそういう面から意見を申し上げたいと思うわけです。

○議長

番外 副町長 林君

○番外 (副町長)

今おっしゃられたことも含めまして十分職員には徹底してまいりたいと思います。

○議長

2番 西尾君

○2番

この手の議案は毎回なんですね。当局もそうだと思いますが、頭を痛めていると副町長の答弁のとおりだと思います。起こすな起こすなというご指導はいただいていると思うんですけども、起こした後、そういった対応が全職員にされているのか。認識を共有されているのかという点が一つ。

もう一つは、今回研修ですね。研修で公用車を使ったり、あるいは自家用車を使ったりする場所があると思うんですが、自家用車を使って事故を起こしたときの対応はどうされてい

るのか。これについてお伺いします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

研修の際には公用車が皆乗っていくと公用車が足りないということで、私用車で行って研修を終えて時間も夕方遅くなりますとそのまま帰宅するというのもございます。これについてはガソリン代等かかってきますので、そういうのは公費で持つということで、当然届出が出てきますので、そういうのは許可してございます。

これまで、研修の中で、研修に行く途中、帰宅の際に事故を起こしてという事例が私の記憶ではないところですが、万が一事故を起こした場合については、程度の割合で職員と話し合いをする必要があるのかなと思います。一番してはいけないのが人身事故というのが大きな問題になってきますから、そうしたときには職員のリスクもありますけれども、公務として行っているわけですから、その部分については町の負担というものが出てこようかと思えます。その際に公用車でないと当然私用の保険で使うという形に当然なつてこようかと思えますし、当然私用車でそうしたところに出かける場合、私用車の届出もきてますから、それについてはそうした保険に加入しているというのが大前提で我々も審査してございますので、保険はきくのですが、そのときの費用負担の問題は考えていかなければならないなと思ってございます。それが、いざ大きな費用負担になってきますと、個人が負担するのか町が負担するのかということがございますので、どうしても研修の際に個人で行かれる場合は当然注意していただきますけれども、できたら公用車で行くことのほうが職務としていく場合は公用車で行っていただきたい。ただどうしても数が足りないものですから、私用車で行かせますので、議員ご指摘の部分については実際事故が発生してませんのでやってませんが、検討していく課題ではあると思ってございます。

そして、全体的に事故が起きた場合に職員すべてに情報がいつているのかということなんですけれども、事故があるたびに、当然事故を起こした課は情報が伝わっておりますけれども、全職員にこれが通知されているかという部分につきましてはしてございません。

また、事故に関しましては副町長も話ありましたけれども、私も事故が起きるたびに事故発生報告をいただいております。それで、これは白浜町特有であるんですけれども、私用車における、私生活における一時停止違反とか事故につきましても事故を起こした場合も起こされた場合も報告するようにすべて求めております。これは法律上の問題でもありますけれども、ここまで求める必要はない部分があるんですが、白浜町は求めておいて、職員もそれに応じていただいているという状況の中でも、2回繰り返してとか、5年、10年の間に2回というのはありますけれども、連続してとか1年以内とかそういう事故につきましてはありません。ですから、そうした場合にも報告があつて、事故審査の中でもすべて報告を受けた中で審査してございます。1人の職員が度重なるとなれば当然処分ということも検討課題になってきます。そうしたことも含めて、事故を起こした職員にはそういうことになってくるといふことで反省をしていただいておりますけれども、やはり職員の数も多いのでこうして数として上がってきているのかなと。これが前回にもありましたように、他の市町村に比して多いということにつきましては、前に古久保議員からご質問あつたときにも共済に確かめますと、件数としては賠償保険にかかっていますから、賠償保険で支出していただいている

各市町村における公用車の割合からしますと、突出して多いということはないんですが、少なくともないという状況でありますので、この事故を起こした職員には当然年1回研修をしていますから、そこには確実に出席させておりますし、ある程度連帯責任という形の中で警察に年1回セーフティードライバーの届出がありまして、今年も事故を起こした職員すべて参加させ、またそれに連帯する課の職員も参加させ、チームとして登録してやっております。これにつきましては、大方表彰いただいているんですが、1つのチームにつきましては違反を起こしたということですが、違反をした職員も今まで違反を起こした職員ではなかったものですから、そうしたことから連続して1人の職員が事故を起こしているという状況はないので、1人ずつ気をつけてこれからもやっていかなければならないと思っております。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

担当課としては努力していることはよくわかります。しかし、合併10年、定例会ごとにもこうした案件がずっと出てきている。単年度でなかったということはまずないですね。ほとんど出てきている。ですから、我々審議する側もこのことについて本当に遺憾に思っているわけです。ただ答弁する側としては注意喚起をしているということしか言えないかもわかりませんが、10年間引き続きあったということで、喚起だけでよしとしているのか。もう少し共有をすると。民間であれば会社全体でこのことをとらまえて注意喚起しますよ。今、楠本議員からもご指摘ありましたが、共有するんです。共有してヒヤリハット等声を出して、指差して注意点がどこにあるかと改めて喚起をすると。そうして、自覚を促していくわけです。今の答弁の中では職場までできていないということなので、そこら辺は検討課題ではないかと。1人の職員が事故を起こしたことを他人事にせんと、課全体として。そのためには事故を起こしたあとの検証が非常に大事。その検証を皆さんで共有するという作業を進めてはいかかと思っておりますがどうでしょうか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

今、ご提案いただきました件についてもそのとおりだと思います。本当に起こした課につきましては職員も気をつけていると思うんですけども、当該課でない課につきましては他人事という形になる恐れもあります。庁全体として一度そういう取り組みを考えてみたいと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第16号は以上です。

○議 長

日程第4 議案第104号 白浜町国民健康保険直営川添診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 三倉君

○8 番

このことによって直営から変わるということになるわけですよね。そうしましたら、気になるのは診療の日、時間についての影響はどのような形になっていきますか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

あくまで診療所は直営でございまして、時間とか今現在28年4月からは週3日の診療日となつてございます。月曜日、水曜日、金曜日。それがこの指定管理によって変わるということはございません。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

ということは直営から指定管理に変わるというだけで、あとの診療内容とかについては従来どおりと大まかに言ったら解釈したらいいんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

指定管理につきましては、平成19年4月1日から5年間。そしてまた5年間を継続いたしまして、今回2回目の指定管理の継続となるんですけども、経営自体、中身が変わるということはございませんので、来年の4月から形態が変わるということはございません。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第104号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第104号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第105号 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定について

○議 長

日程第5 議案第105号 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

11番 南君

○11 番

同じ町内、同じ漁業組合で日置川が抜かっていますね。これはどういう。町内全域ではないんですか。旧町内というか、港の名前が上がっていますが、日置川とかが除外されていますけれども、それはどういう意味ですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁協それぞれに業務委託であったり、いろいろなやり方をしてございます。今回のものにつきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までと期間を定めてございますが、それ以前が平成24年4月1日から平成29年3月31日ということで、この部分について期間の満了が到来いたしましたので、その部分を指定管理の更新という格好のお願いをしているものでございます。

○議 長

11番 南君

○11 番

そしたら日置川地区のほうはどういう具合になっているんですか。指定管理を外れているということは無料でというか何も関係なし。これ、係船料9割、旧白浜町内の漁協に管理料として渡すということでしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確か日置のほうは指定管理ということでなしに、町がその業務分をやっていたり、あとは漁業組合に部分的な業務を委託しているという格好でやっていたらと思ってございます。

○議 長

11番 南君

○11 番

係船料の9割を港の管理のほうにお渡しするということですね。これ今年初めて変わったんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

以前にも議員から何回かご質問いただいて経過があると思うんですが、9割というのはこれまでどおりでございます。

○議 長

11番 南君

○11 番

9割というのは漁業組合の本部のほうにいていたでしょう。それを組合でなしに、はっきりと網不知のほうから朝来帰の漁港のお金を入れるということでしょう。ちょっと使い方違って来るでしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

お金の入り方とかその辺の部分についてはこれまでと同じなんです。

ただ、以前からもご質問いただいた中に、田辺と同じにするべく指定管理料の割合、田辺は半分で白浜は9割ということのご質問をいろいろいただきました。それで、私どもも漁業組合と今回指定管理の更新をするにあたり、当然白浜支所を中心にお話を進めてまいりますから、実際やっていただくのは白浜支所になってまいりますから、そういったところでもいろんな課題がありまして、逆に田辺と1つになったことによって、白浜のお金が田辺のほうに使われるということもいろいろございます。ですから、そこはこれまでの部分でございましたら指定管理者さんとの相手がございますから、お渡ししたお金はどちらで使われても特に問題がないということの当然押さえなんですけど、今回につきましては、指定管理者側からもそのようなご意見がございまして、白浜管内の漁港の部分で今回の9割の部分は充てていただきたい。白浜管内の漁業振興にそれを充てていただきたいということを協定書にも含めて縛りをつけてまいりたいという格好で思っております。

○議 長

11番 南君

○11 番

今までの係船料というのは網不知湾内の旧古賀の井さんの前とか福菱さんの近くのプレジャーボート専用で受付から何もかも許可からいただいて、その分を本部に入れていたと思うんですけども、そしたら今までのそれ以外の漁港ありますね、江津良とか朝来帰にかけてこの係船料は全然いただいていないですね。無料で使っていて無料で管理していただいたという形式だったと思うんですけども、今回そこまで含めての漁協の管理料、有料管理というんですかね、そう受け止めていいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

形式はこれまでと全く変わってございません。多分、係船使用料はそれぞれのところすべていただいていると思いますので、特段これまでと変更したということではございません。

○議 長

11番 南君

○11 番

結局今までは確か棧橋のプレジャーボートとかそういうの以外は係船料を取っていないということを聞いていたんですけども、そうしたら収入ないですよ、今まで。収入なしでた

だで管理お願いしていたそういうふうに、大分変わってきているように思うんですけど。意味わかりにくいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ちょっとプレジャーボートの部分だけしか取りなかつたという記憶は私のほうにはなくて、そこは確認したいと思いますが、お金が入ってくる入ってこないというよりは、納付いただいた9割をその部分の管理、例えばごみの清掃とかそういった部分も含めましてお願いしてございますので、特段ほかのところが入らないから、なしにその業務をしているというのでなしに、あくまで漁協全体の白浜の中でその業務を9割渡したお金の中でやっていただくということなので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

11番 南君

○11 番

そしたら、例えば堅田漁協さんところが管理なさっている港ありますね。あそこは管理料をおそらく取っていないと思うんですけども、そういう場合は取ってあろうがなかろうが、要求あるかどうか知りませんが、そういう場合は町からもお支払いする可能性というのはあるんですか。

○議 長

休憩します。

（休憩 10 時 40 分 再開 10 時 43 分）

○議 長

再開します。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

大変勉強不足で申し訳ないです。

まず、漁船の部分についてはいただいていると。やはり、プレジャーボートの分をいただいているということです。それで、綱不知にプレジャーボートがほとんどということでございますので、あとは朝来帰のほうにもあるんですけども、そういったお金をいただいたもので全部のところを管理いただいているということでございます。

それから、堅田漁協につきましては、町が直営で管理という格好で、そちらでプレジャーボート代とかはこちらに入ってきてございます。

日置のプレジャーボートの分については町が管理でなしに県の管理の部分になってございますので、県に入っているということです。

○議 長

訂正であります。

先ほどの答弁では白浜町が管理ということでありましたが、今の答弁では県が管理をしているということでもあります。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

日置川の部分につきましては、プレジャーボート、有料で発生する部分については、県管理の部分がございますので、そちらに泊めていますので、私どもに入ってきているものはございませんので、お願いします。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

指定管理の中身については問題ないんですけれども、指定管理を受けていただける部分で、休日や土日になりますと、見草漁港でもかなりの釣り客が来られております。その中において、ナイロンごみとか弁当の殻を焼いておられますから、ここで焼かないでください、お持ち帰りくださいと私が話したら、漁師の人らあそこでようけ焼きやると反論されます。

私ども見草湾はボランティアで本当にきれいに皆さんがしてくれております。そうした中において、指定管理を受けられている和歌山南漁業協同組合を含めて、ごみの管理については私どもは清掃センターの職員の方に一定の場所にナイロンごみとか打ちあがってきたものをステーションをつくって持って行ってもらうようにしております。そうした中において、ボランティアの方々と言うのは、漁師の人からきれいにしてもらわなったら、我々一生懸命しても無駄やなという苦言もいただきました。そういう意味においては、管理をする以上、ナイロンごみ、ひどいときは缶もビンも一緒に焼いております。そういうことがないように指導をしていただきたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺のご意見があったことも含めて指定管理者にお話をさせていただいて、適正な管理に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第105号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第105号は原案のとおり可決されました。

（6）日程第6 議案第106号 白浜町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第106号 白浜町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

原案に対する反対討論はありますか。

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

議案については、私は職員の労働条件の切り下げとなると、このように思いますので、この改正には賛成できないということでございます。

以上です。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

議案第106号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第106号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第107号 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第107号 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第107号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第107号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第108号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第108号 白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 楠本君

○13 番

参考資料の2ページで、扶養手当の見直しの分については国の改正に伴って準じてやるということですが、扶養手当の改正については、各市町村によって、都市部と田舎では違うと思うんです。この考え方については、国が変わるからということではなくて、白浜町独自で考えんならんとするようなことはないのでしょうか。

それと、論点がちょっと違うかもわかりませんが、配偶者、子、父母等もあるんですけど、子ども手当との関係とか各手当の関係との関連性において、国に準じてということがすべて横一列でいくのかどうか。この点についての考え方をお聞きしたいと思えます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

地域ごとによって、いろんな国の指標では違いが出てくるんですが、それは今までは給与であったりいろんなところで違いが出ていたけども、給与の改正の中でそういう地域格差という部分は地域手当ということで、国で是正されてございまして、本俸は一緒でも東京では月額でいきますと15パーセントを超えるような本俸にそれだけ割合がかかって、本俸

がもらえるということで、和歌山県の中では和歌山市、海南市も入ったかちょっと忘れてましたけども、だいたいそこで3パーセントから6パーセントということで、田辺市を含めて紀南のほうは地域手当がゼロとなっております。

ですから、地域的な格差についてはその部分で白浜町はゼロで支給をしていないんですが、扶養手当とか子どもの関係につきましては、児童手当につきましても、全国一律ですし、この扶養の関係についても、県下でどういう段階で減らしていくかというのは県の中でも市町村によって違いがあるようには聞いておりますが、額面が違うとかそういうことについては、全国一律に考えられているものと思ってございまして、町としましても白浜町には人事委員会を持たないところでございますので、県並びに国の指標に基づいて、同じように運用していくということで、白浜町で独自に考えなければならないというような地域的なものはないと思ってございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

わかりました。

今度の場合、改正後は3,000円減ってくるわけでしょう。昔と現在と違うという部分があるんですけども、今まで旦那が働いて、奥さんが家庭を守る、子どもを育てるというパターンからずいぶん国の政策が変わってきている部分のことはわかるんですけども、実態として、お父さんの給料だけでパートにしても大学行かすまでには子どもにお金が必要と。103万円の範囲が150万円になるということがあるんですけども、私がここで言うても仕方がないんですけども、扶養手当そのものを切り下げていくということは都会型と田舎型とは違うんちがうかという気がいたします。しかしながら、国の改正に伴って扶養手当も子ども手当てもやはり国に準じてということになるんだろうと思うんですけども、特に観光地白浜の場合としての働き方の違いも含めて、やはり扶養手当をこんなに国の改正やからとどんどん減らしていったいいのかなと私はそういう気持ちを持っているんですけども、そういう部分について当局の考えはいかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

配偶者に関しましては、議員もおっしゃられましたように、配偶者控除の関係で、白浜町にも臨時職員がたくさんいらっしゃいますけれども、一方では配偶者控除の範囲内で働きたいといわれる方も扶養手当の関係とか控除の関係でいらっしゃいますのは事実であります。

ただ、全体的にみますと、数値はあるんですが、平成28年度で考えますと、配偶者の手当てを支給している職員が94人ということと、配偶者控除の額が下がるのですが、子どものほうへシフトしていますから、子どもは扶養手当が上がるということになります。それで、白浜町が子どもを扶養ということで、手当てが出ている方、子どもが251人いらっしゃるということで、配偶者がなくて子どもがいらっしゃる方が増えるということで、配偶者がいらっしゃるって子どもがいらっしゃる方が減るということが出てくるんですが、全体的に見ますと、手当てとしましては、当然94人に対して251人いらっしゃいますから、町の予算としては増大していくということになります。配偶者のほうから子どものほうへシフト

するという考え方はまた別なんでしょうけども、配偶者の控除の範囲を国も広げようと所得制限を広げようとしている状況もあります。

あと、子どもは子どもで子育て世帯ということで、子どもに支援していかなければならない。これは子ども手当という別の施策もありますけども、それについても配偶者にも事業所として手当を講じていくという国の考え方であると思いますので、この辺については一定の整合性があるのかなと思います。配偶者控除を低くして手当を低くするというのであれば、少し影響が出てくるのかと思いますけれども、国のほうでは配偶者控除の限度額を上げるような取り組みもされている状況でございますので、その辺については、町としても全国的に白浜町だけで独自で配偶者の部分だけをどうにか考えるということは必要がないんじゃないかと思っております。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

よくわかりました。

テレビの討論にしても、100パーセントうまいこといくということにはならんだろうと思いますけれども、働きやすい白浜町でありたいと願って終わります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第108号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第108号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第109号 白浜町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第109号 白浜町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第109号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第109号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 11時01分 再開 11時10分)

○議 長

再開します。

(10) 日程第10 議案第110号 白浜町税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第110号 白浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第110号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第110号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第111号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第11 議案第111号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第111号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第111号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第112号 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第112号 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

11番 南君

○11 番

白浜第一小学校の場所なんですけども、校舎の建っているというんですが、これほどを基準に。例えば職員室になるのか。全体的から言うたらひとつも変わっていないですね。これ建て替えたから番地が変わるんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

この番地につきましては、代表地番ということで、これまで190番地というのが白浜第一小学校というよりも、白浜幼稚園も含んだ番地になっておりました。今回建て替えということで、現在の校舎の位置に変更することにさせていただいてございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

確認したいんですけども、市鹿野小学校なんです。この文面では廃止に関する訂正ということが出ていますけど、廃止と廃校と違うと思うんですけども、廃校でなかったですね、廃止でよろしいわけですね。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）
廃校にはするんですけども、こういう議案の場合は廃止という文言を使ってやらせていただいております。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
私の記憶違いかも知れませんが、児童がなくなったから廃校でなしに廃止にして、児童ができたならもう一回再開するという解釈だったんですけども、その辺についてはどうですか。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）
その場合は休校という形をとらせていただくんですけども、今回の場合は児童の見込みもないということで、地域の皆様方にもご理解をいただいて廃校という形をとらせていただいております。

○議 長
2番 西尾君

○2 番
理由として、変更、あるいは統合という形で提出理由になっておりますけども、この統合に対する教育委員会としての基本的な考えというのが議論されていると思うんですけども、その指針というのがあれば、この場で答えられたら答えていただけますか。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）
統廃合に関する特に教育委員会の指針というのは今のところないんですけども、やはり5年6年先を見据えて、児童数、生徒数が極端に少なくなっていくところ、またクラス数が3クラスあれば教頭先生とか養護教諭がつくんですけども、これは2クラスということになりますと、教頭先生も養護の先生も引き上げられてしまいますので、そういう時期が来る数年前にはそういった学校に対して、地域、それから父兄の皆様方にどういう状況であるかというのは説明しなければならないと考えてございます。

○議 長
2番 西尾君

○2 番
過去、日置も統合問題で議論をしたことがございますけれども、地域にとってはこの統合問題は非常に関心もあるし、生まれ育ったふるさと、子どもを人間醸成させていく基本的な

ふるさと愛というのがあるわけです。ですから、行政側も教育委員会の考え方、あるいは行政側の地域づくりの観点からもこの問題については複合的に検討を加えていかなければならないのではないかという思いがございます。ですから、行政と教育委員会との議論は外せない。そして、今次長からご答弁いただきましたけれども、数年かけてという地域には余裕を持って、この先はどうなっていくのだろうかという議論を出していくということも必要でないかと思っておりますけれども、町長として何かございますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

学校の統廃合というのは全国的にもいろいろと議論をされているところでございますし、白浜町だけではございません。やはり統廃合については出来るだけ慎重にいろんなご意見があたりだと思っておりますので、できるだけ早い段階でその方向性を地域なら地域に持っていかねばならないと思っております。学校あるいは関係者、保護者だけではなかなかこれは難しいと思っておりますので、地域の方々の思いというのは多々ございますので、そのあたりは慎重に、できめだけ早い段階で方向性を見据えた上で、そしてまた地域をどうするかということも含めて、私も教育委員を経験させていただきましたので、その辺は地域と保護者の意見がどうしても合わないとかいろいろとあったこともありました。

そういう中で、そこに住んでいる方々の地域の合意形成が大前提でございますので、そういうところが今回の統廃合にあたっていろいろと議員の皆様方からもご意見をいただきましたので、今後はそういったところも含めて、統廃合のあり方、統廃合をするにあたっての学校施設の今後の施設運営のあり方も含めて、しっかりと皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。今後も出てくる可能性がありますけれども、そこは丁寧に説明していく必要があるかなと思っておりますので、またご協力のほどよろしく願いいたします。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

統廃合の基本的な考え方になるんですけども、子どもたちの数が激減して極小規模になりまして、子どもたちの学習環境を保障していくというのが大きな課題でございます。国のほうからも統廃合の指針を受けてございます。基本的には現在においては、1時間以内に通える登校、通学できる区域においては統合を進めていくというのが文科省の方針でございます。ただ、子どもたちの中で、通学するにあたって非常に遠距離で寄宿生活を余儀なくされるといった離島であったり、山間部の学校であったりといった場合は極小規模でも維持していかねばならないと思っておりますけれども、通学にあたって1時間以内で子どもたちができるといふのであれば、より学習環境のいいところに行って、切磋琢磨するという環境をつくってやりたいと思っております。

前にもお話をさせていただきましたように、安居小学校に行って同じ学年の子と水泳ができた、競争ができた、うれしかったということがございますので、そのあたりも含めて教育委員会では通学可能な条件で解消できればなんとかしていきたいと思っております。

そして、町長が言われましたように、次に統合していかねばならない学校が出てくると思っております。それにあたっては地元住民を含めて、保護者はもちろんのこと、準備をしてい

ろいろとご意見を聞きながら慎重に対応していきたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第112号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第112号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第113号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第13 議案第113号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第113号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第113号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第114号 平成28年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定について

○議 長

日程第14 議案第114号 平成28年度白浜町一般会計補正予算（第4号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

10番 岡谷君

○10 番

まず13ページ、総務費、目14、防災費。罹災証明支援システム構築事業の委託料でございます。防災情報システム整備事業の起債として2,960万円計上されているわけですが、熊本地震等の昨今の災害発生時の対応状況を見ますと、やはり罹災証明発行の窓口が大きな混乱を招いている。一刻も早く罹災証明書を発行して、被災者の災害の生活全体を一日も早く支援できるシステムは喫緊の課題であると私は前々から申し上げておりました。

今回、同システムが委託されることについて伺いたいと思います。私は平成23年後、定例会の一般質問等で、数回この件について関わったのですが、被災者システムについて先進地の取り組みを紹介しながら、意見を交えてまいりました。当局も特に防災対策室の方が平成24年10月に海南省、そして平成25年11月に奈良県の平群町に先進地でございますが、そこへ赴いて研修、研究をされてまいりました。私が言いたいことは、電算の、また優秀な職員がたくさんおりますが、やはり私は本町自前のシステム化を図ってほしいということで意見を徹していたわけですが、今回このような形で事業委託をするということですが、ここに至る経過についてまず説明を願いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

岡谷議員ご質問の罹災であったり、要保護者といえますか、弱者の方の早急な罹災時の早急な対応ということで、罹災証明の発行にとどまらず、全体的にいざ起きたときに次の対応ということで、議員からもご紹介いただきまして、海南もそうですけども、奈良のほうにも支援システムというのを見させていただきにまいった経過がございます。

その中でも、私も情報に携わっておりましたので、当時のシステムというのは、阪神淡路大震災のときの担当の方が独自につくられたその当時は有効なシステムであったんですが、昨今におきましては地図情報といえますか、町が持っている有効な情報とリンクさせて、早急に発行できるものがあるということで、なかなか当時ご紹介いただいたシステムというのは完全に手に入るのですけども、それをリンクさせていくときに、いろんな手続きがかかってくるということと、それをいざ出しても地図情報と合致してこないとか、それがまたシステムで出しても、次に人間の手がかかってこないと有効に働かないという部分もありまして、一応システムはいただいたんですけども、それが機能するような状況まではいってなかったというのが現状でございます。

今回の罹災証明支援システムにつきましては、地図データ、税務課の固定資産のシステムがあるわけですが、そちらには地図データがございます。土地のデータもございまして、それとリンクさせて、罹災証明を発行する際に迅速に対応したいということ。これにつきましては、税務課からも数年来予算要求をいただいていたんですけども、今回は2,960万円

ですけれども、いろいろやっていますと、億を超えるような事業費がかかるということだったんですが、税務課でいろいろ調査していただいたところ、国の地方債がきくと、地方債がきくメニューを探し出していただきまして、やっとこれを導入することができるという状況になってございます。

今回の熊本地震、鳥取地震につきましても、罹災証明の発行に関しまして、それぞれ職員を1名、計2名派遣してございます。やはりここで一番問題となりますのは、罹災している建物はわかるんですが、それはどの影響範囲で、誰が持っていて、どういう方が住んでいてとか、そういう状況が台帳ベースしかないので、いざ行こうと思ってもそれを取りまとめるのは非常に時間がかかるということで、行った職員の報告からも一定のエリアを抽出すれば、そこには誰が土地を持っていて、建物を持っていてということで、この人に連絡をすれば会えるとか、システム化しないとすべて台帳、住民データを紐解いていって、その人に対応していくという状況に、まずは証明を発行する前の手続きにもものすごく時間がかかるというのが現状だそうです。これについては、派遣した職員から白浜町についてもこれを迅速にやらないといざ罹災があったときに証明の発行すら手間がかかって職員がたくさん要るということでございます。

今回の罹災証明システム導入することによりまして、ある一定のエリアを罹災地域と判断できればその中の対象者が抽出できるということで、即時名簿なりを持って現地に赴き、罹災証明の発行がスムーズにできるというシステムでございます。今までの取り組みにつきましては、そういう経過でございますので、よろしく願いいたします。

○議 長

10番 岡谷君

○10 番

よくわかりました。

今回の業務内容を見ますと、家屋の地図、また家屋状況を確認に調べるのは大変です。家屋につきましても、その人が持っているのか、借りているのか、そのあたり情動的に難しい部分があるし、今回委託を通してこれらがまずプリントアウトできると。そして、いち早くシステム化にもっていけるということでございますので、それはもっともだと思えます。特に、システムについては貴重なのが、住民基本データ、そしてまた家屋データ等々税務課に入っておりまして、そしてまた災害の要援護者名簿データ、これは福祉係においてもシステム化されておりますので、この辺をうまくのっていくのか。今回システム化において、導入されていくのか。そしてまた今後これを統括していく、一元化しデータ化をどの課が、防災担当か電算かわかりませんが、その辺のお考えを聞きたいと思えます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

システム的には罹災証明だけではなくて、要援護者、例えば、罹災があった場合にそこに要援護者の方がいらっしゃるのかどうか、その方は誰かということまでできるようなシステムの発展性というのは持っていると聞いています。やろうと思ったら出来ると。ただ、この費用でそれができるということではないんですが、全体的な今白浜町が持っています住基情報であったり、固定資産の情報であったりそうしたものと、要援護者台帳はまた別のシステ

ムでつくっておりますので、そのシステムと今回の基幹システムと連携を合わせていけば可能だということになってこようかと思えますけれども、これは次の段階の課題ということになろうかと思えますけれども、システム上はこれと連携したシステムの中でそうしたものができていくということになると。

ただ、それぞれのデータの保管というのは抽出してつくり上げていきますので、固定資産のデータの大元というのは当然税務課にありますし、住基については住民保健課になります。要援護者については民生課になりますから、個々のデータというのは原課で管理していただきますけれども、全体的にシステムを入れたときに操作できる人間というのも決め込んでいかなないと職員が自由に見れては個人情報もありますので、ですから全体的なものは各課でつくりながら、すべてのシステム自体は情報政策のほうでシステムは管理していくと。運用につきましては白浜町の防災計画の中にありますように、それぞれ部を分けていますので、罹災証明につきましては税務部、税務課のほうで担当していただきますし、要援護者につきましては民生部、民生課のほうで担当していただくということになりますので、それぞれ使うところは部で使いますが、全体枠は最終的には情報政策のほうで一元管理していくという形になってこようかと思えます。

○議 長

10番 岡谷君

○10 番

今後、個人情報の部分も含んでまいりますので、その辺はきちんと定めながら、委託をする上において、危機管理的な面も含めて、今後よろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長

11番 南君

○11 番

22ページの一番上なんですけれども、賛成、反対とかでなくて確認させていただきたいんです。これはしらとりの以前トイレの改修をした共同作業場のことなんでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま南議員よりご質問いただきました。これはコンビニの後ろに製毛共同作業場という建物がありまして、今もちろん共同作業場としては休止している作業場であります。トイレの改修をした作業場とは別のものがございます。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

21ページの工事請負費、温泉案内板設置工事費70万円と出ています。今、新しく紀勢道ができて、アドベンチャーワールドさんの下のところからすぐ上がってくる道に案内板がないんですね。あそこでよく間違っているの、今の出口のところから空港のところまでいっごろ完成するか。まだ時間がかかるようだ、今の取り込み道路、エキシブさんに行く道のところで曲がる途中で迷っている方が相当多いので、これは設置せなあかんのかと思うのですが、紀勢道が早く全線開通するようであれば、それもちょっと辛抱してもらっていいか

なと思うのですが、いつごろ完成するんですか。

○議 長

フラワー道路のことですね。

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

21ページの温泉案内板設置とは別になるんですが、フラワーラインの開通予定につきましては、県からは平成29年度末ということで聞いております。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

この温泉案内板設置工事については道路標識ということではなく、崎の湯が結構古い看板だったり、インバウンドのお客様、外国人観光客が多いということで、その辺をスリム化して外国語表記も含めた温泉案内板として設置する工事であります。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

この工事の内容は承知しておるんですけども、今後フラワー道路が長引くようだったら、フラワー道路から終点に下りて、すぐに左に曲がって、すぐまた右に曲がる場所で非常に迷っているので、そのあたりの看板の設置を今後考えていただけたらどうかなと思ったので質問させていただいたわけです。

もう1点お聞きしたいのが、31ページ、款11、阪田テニスコートの照明設備の補修工事費ということですが、補修することはやぶさかではないんですが、このテニスコートはどこにあるかよくわからんのですけども、この阪田のテニスコートの位置づけ、このあたりをどう考えていらっしゃるのかなど。今後、夜も照明の要る状態のときにここが頻繁に使用されているのか。照明を補修するということは夜の利用者に対して備えているわけですから、この阪田テニスコートの今後の位置づけというか、どう扱おうとされているのか。その辺もしあれば聞かせていただきたいなど。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま玉置議員から阪田テニスコートの照明設備の改修工事についてのご質問をいただきました。まず、この工事請負費につきましては、台風の災害ということで照明1本が折れまして、その改修工事であります。もちろん、照明設備の工事ということでありますので、現状もナイターとして使用できるテニスコートであります。日置川のテニスコートのように県外、町外からスポーツ合宿で来るというテニスコートではなく、地元のテニスクラブの方々が利用するテニスコートでありますので、位置づけとえば、スポーツ合宿的にたくさんのテニスの方々を呼び込める施設ではなく、元々地元のテニスクラブの方が使用する機会が多いですから、今後もそのような形で皆様方に使っていただければと考えております。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

私、自分の考え方なので合っているかどうかわかりませんが、どこにあるか知らないくらいのものでありますけれども、頻繁に利用されているようであれば、これはもったいな話だと思うのですが、やはり白浜にも民間でやられる方もありますので、今後そういうテニス人口が旧白浜町の中で相当多いということであれば、これもそうかなと思うのですが、民間の施設に売れるくらい人数があまり伸びていないのであれば、今後の取り組みも考えてもらわなあかなと思うのですが、現状、旧町の今おっしゃった合宿とかそういう関係でなしに、地元の方がテニスをやられているという状況はだいたいどのくらいの頻度で皆さんがやられているのか。ちょっとわかれば教えていただきたい。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

手持ちの資料がなく大変申し訳ないのですが、地元の方々が週に1回、2回という形でナイターで使っているという状況であります。もちろん地域には町営のテニスコートではなく民間でしているテニスコートもありますが、町営としてこちらの旧白浜地域にあるのは面数は少ないのですが、この阪田のテニスコートだけありますので、利用者が多い少ないに関わらず、今のところはこのような形でそのまま継続して皆様方に使用していただきたいと考えているところです。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

30ページの教育費の中の日置プール改修工事費790万円上がっているんですけども、この改修工事の範囲はどのようなところまで含んでの790万円なんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

この改修につきましては、来年度6月下旬くらいからプール授業が始まりますので、今年度のようなプールの開放等で使えないということがないように、またプール授業が安心安全に開始できるようにろ過器の交換を考えてございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

ろ過器の交換ということをお願いしたんですけども、他の施設について、この間要望書が小中学校の父兄会から上がってきてたんですけど、その文面の中では更衣室や便所、シャワー室もかなり傷んでいるということで上がってきていたんです。それもあわせてという格好で、それは前の私の質問ではプールだけの話だったんですけど、プールの水をためているところだけで、ろ過器云々だったんですけども、その辺についての考え方はいかがですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

まず、要望書につきましては、教育委員会のほうには提出はございませんでした。

来年以降、まずは教育委員会としましては、プール授業、プールを改修いたしまして、繰り返しになりますが、安心安全に子どもたちがプールを利用できるようにろ過器の交換を行いまして、プールの水質を通常の状態にもっていくということでございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

要望もありまして、教育委員会は知らんということでしょうけども、教育委員会としたらプールの水をためているところはためているところなんですけども、ほかの付帯施設についての現状は把握されていますか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

このプールが使えなくなったということで、私も実際プールに行っているいろんな施設を見ております。おっしゃるように、更衣室であるとかトイレであるとか、その部分については改修は必要であると感じてございますけれども、今回につきましては、プールのろ過器のみということにさせていただいております。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

私も見てきたんです。施設というのが50年前にできた施設で、一度は更衣室なりシャワー室なり替えてるんですけども、便所の状況なんかはそのままなんです。昔はそうでしょうけど、今は男女便所は必ず分かれている状況だと思うんです。それがそういう状況ではないんです。そういうことについて替えんならんというのはわかりますけれども、それについてどう思うんなどということ。替えんならんのは替えんならんでしょうけど。

それと、シャワー室にしても周りのブロックにしてもカビだらけなんです。その状態で使わせていいのかということです。もちろんシーズンオフですけども、周りには草も生えているわけです。プール内にも生えている状態です。その辺は今シーズンオフですけども、そういうことからすればプールだけでなしに、安全でというけど、その辺も含めた中で管理なりもろもろが必要なのではないかと思うんですけどいかがですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

三倉議員おっしゃるように、そういった部分も大切であると認識してございます。また、男女トイレ一緒というのも安宅小学校でも男女のトイレが同じような形になっているということも聞いてございます。それにつきましては、今後どういった形で改修するのか、そういった部分も教育委員会ではいろんな形で学校から要望もいただいておりますので、何らかの対応が必要かと考えておるんですけども、今のところ全く手をつけられないと言いますか、進んでいない状況であります。また、プールにつきましても、セイタカアワダチソウとかにつきましても職員で刈ったり、いろんな部分で来年のプール授業に向けて考えてまいりたい

と思います。

○議 長

この件につきましては、検討また要望事項ということで他の議論をお願いします。

8番 三倉君

○8 番

もう一言すみません。今せなあかんということは聞いたんで、せなあかんのでしていただいていいんですけども、その状況が今年、去年の状況でなしに、私も写しているんですけども、鉄筋が腐食しているんです。放置している状態なんです。これが周囲の壁の状況です。これ1年でなる話ではないんですね。放置しているからいつするんかということやから、それも含めた中で早急に。これ便所なんですけど、状況を見てきているということで済むんかということ。あなたが次長になる以前からの問題であるかわかりませんが、早急にその辺も取り組む話なり、当局も含めて。これは学校施設だけでなしに、これは町民プールなんです。町民プールに大人の方が来られた場合に、男女区別ない便所に入るわけですから、そこら辺のことも含めた中で、早急に来年度の予算の中で対応してもらいたいなど。今上がってきている話の中、私はプールの改修については付帯施設も含めた中であるのではないかなと思ってたんですけど、そうじゃないという聞いたものですから、その辺を早急に検討していただきたいなと思います。

今一つは、町長は施設の中で合宿の客を呼ぶとおっしゃってましたよね。要するにスポーツ施設を通じて集客をしたいということをおっしゃっていたわけ。そうした場合に、例えば50メートルプールが少ないものですから、数少ない中で白浜と日置にはあるわけです。そういうプールを利用した中で、大学生の合宿にも使えるんじゃないかと。昼からは町民に開放しても、午前中は合宿者が使えるんじゃないかということも考えられるわけですので、そういったことも含めた中で集客について。町長はよく意見を聞かせてくれというものですから、この機会にそういうことも含めた中で。今の状態であつたら町民ですら使うのもいやなプールの状態ですから、その辺も含めた中で予算措置を考えてもらえたらなと思います。

○議 長

今後の検討事項ということで教育委員会、また町当局との間で検討していただきたいと思います。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、三倉議員からご指摘いただいたところはごもっともだと思います。日置町民プールのみならず、阪田の町民プールもいろんな課題といたしますか、不具合、なかなか整備できていない部分もございますので、このあたりは予算との絡みもございますけれども、今ご提案いただいたスポーツ合宿とか大会の誘致の中で使えるようであれば、これは優先的にこのところに手を入れていくというのも必要でございますので、今いただいたご意見は私もまだ町民プールすべて把握していなかった部分もございますので、非常に重く受け止めまして、今後できるだけ前向きにといたしますか、前に進むように頑張りたいと思います。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

20ページの有害鳥獣駆除奨励費補助金650万円計上されておりますけれども、これは昨年から狩猟の期間でもシカとかの補助金が出るように、これで足らんから650万円追加補正していると思うんですけども、これは主にシカだと思っておりますけれども、これは何頭分予算計上されているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この部分につきましては、シカ何頭、イノシシ何頭という格好の区分があつての要求ではなしに、年度予算の中で足らなくなってきたので計上したものでございます。一応、年間捕獲頭数で言いますと、シカでしたら成獣で約700頭見込み。それで、幼獣で500頭くらい。その金額で見込んでございます。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

次に、26ページの社会保険料、臨時さんの社会保険料、これを合わせて67万円予算が上がってますけれども、特にスクールバス運行費の社会保険料42万円。この方は見た感じ65歳を過ぎて70歳いつているかいないかという方が運転手をされていると思うんです。これらの方は年金受給していると思うんですけども、社会保険料、これらの方、法の改正があつて、勤務日数とかで社会保険に加入せなあかんということになっていると思うんですけども、これらの方が社会保険料、バスの運転手さんで42万円だったら、町の部分ですけども、半分は運転手の方も持つと思うんですけども、年金の受給されている方が入って、月数が上がっていくと思うんですけども、引かれて年金の受給額にすぐ反映するんですか。厚生年金ですね。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員おっしゃるように、10月1日からの法の改正によって、社会保険に加入する必要があるという方の保険料を計上させていただいてございます。

ただ、年金に反映されるかにつきましては、勉強不足で申し訳ございません。教育委員会からは年金についての答弁、そこまでは勉強できてございませんので、申し訳ございません。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

教育委員会がおっしゃったとおりなんですけども、社会保険料の中に、年金部分を含んでのお話なのかというのは少し調査をさせていただきまして、ご答弁をさせていただきたいと思っております。今議会中にできるかもあるんですけども、必ず調べてどう反映されるのかという部分はご答弁させていただきたいと思っております。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

社会保険料と一般的に言うたら厚生年金と健康保険と思うんですけども、町の半分負担ですから、この運転手の方とか教育指導費、臨時の方の歳がわかりませんが、バスの運転手の方は高齢といいますか六十歳台が主だと思うんですけども、これらの方にも半額負担せなアカン。社会保険、厚生年金かけていくのに加算されなんだら意味ないんです。それで、かけたときから翌月から加算されていくものなのか、一旦役場の運転手をやめてから年金に反映されるものなのか、その辺をちょっと調べておいてもらえたらと思います。

それから、27ページの中学校費の要・準要保護生徒就学援助費の105万3,000円の内訳をちょっと。そして、なぜ中学校費にあつて、小学校費にないのかその辺。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

まず、105万3,000円の内訳ですけども、今の人数であるとか、そういった学用品費、修学旅行費、給食費合わせまして3月まで支給した場合、105万3,000円が不足するというところでございます。

中学校費に上がつて、小学校費に上がつてないかという部分につきましては、小学校費につきましては、現在の予算内で賄えるという判断で、中学校費のみが足らなくなるということで計上させていただいたところでございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

27ページ、学校管理費の中で、報酬として319万円ほどが上がり、賃金として145万7,000円が減額される理由について。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

まず、報酬の非常勤嘱託のほうなんですけども、当初3名で予算措置しておりましたが、5名に2名に増えてございます。それから、下の賃金につきましては、当初9名から8名に1名減っております。このほかに、常勤嘱託が6月補正で総務課から上げていただいておったんですけども、この常勤嘱託が1名減っております。ですから、非常勤嘱託2名増、賃金1名減、常勤嘱託1名減で人数的には変わりはありません。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

と言うことは、当初予算からしたら非常勤嘱託が増えたと解釈したらよろしいですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

常勤嘱託の制度がこれから使えないということで、常勤嘱託の方が減る分について、非常勤嘱託で賄う形にしておりまして、確か昨年2月くらいに非常勤嘱託の試験をさせていただきまして、2名の方を雇用させていただいたところでございます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
数は一緒だということですが、当初からそういう格好なのか、法律変わってそうなったのかかわらんですけれども、その辺についてどうですか。今回補正で上がってきていることなので、給与の補正だったら我々ながらに人事異動によって変わるというのがわかるんですが。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）
このことにつきましては、今年の12月に常勤嘱託の方がお亡くなりになられて、その関係で急遽予算措置がちょうど微妙なところではあったんですけども、そのあたりの方針、非常勤嘱託を新たに雇うのか、臨時職員でいくのかという部分について教育委員会内で協議して、その結果、やはり非常勤嘱託を採用するほうがいいであるということで、その関係で当初予算への計上が遅れたということで、今回こういう形で補正をさせていただきました。

○議 長
3番 古久保君

○3 番
先ほど関連で質問すればよかったんですけども、22ページの共同作業場の改修工事。今空き家になっているやつを改修されて何か使用目的はどういう形になっていますか。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）
ただいま古久保議員より共同作業場についてのご質問をいただきました。議員がおっしゃるとおり地元区から要望がございました。休止中の作業場であるんですが、地元のほうでいきいきサロンといいたまいますか、地元の方々の憩いの場をつくりたいと申し入れがございまして、建物自体が観光課所管の共同作業場でありましたので、まず外壁と屋根の塗装については町で持って、内装ほかにつきましては、富田川衛生施設組合の地区振興事業の補助金だったり、地元区のほうがお金を持ち出して内装整備をするということで、付近には児童館があったり、とんだ幼稚園もありますので、その辺とも連携して、地域のみならずいろんな方々が利用できるような憩いの場を区のほうではつくりたいということでありましたので、こういう形で上げさせていただきました。

○議 長
3番 古久保君

○3 番
よくわかりました。

次の番所山公園の補修工事。これオープンしたところでどの辺ですか。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

これにつきましては、リニューアルオープンして式典をした昔でいうアシカプールの付近の一段上のところが大雨の影響があって崩れまして、その一部を補修工事ということで計上させていただいております。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

14ページの中ほどに障害者就労移行支援・就労継続支援給付費1,075万7,000円ありますけども、何かの機会に私、説明を受けたかもわかりませんが、この部分について参考資料を探したんですけども、参考資料に載ってないのでご説明いただけますか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

就労移行の支援事業の関係なんですけども、この分につきましては、障害者が就労移行するためにいろんな紹介したり手当でするときに使うような感じの支援費の給付なんですけども、この部分につきましては、障害者1人が就労するためにいろんな支援をするお金が結構1人にあたってかかってくるという人数が、今年結構使う人が増えたということで補正で上げさせていただいているということでございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

こういう部分については、障害者雇用も今日の新聞にも載っておりましたけれども、和歌山県としても白浜町としても、企業もやっていると思うんですけども、その部分については特定の施設にするというのではなくて、障害者個々の支援をするということをや何か県や国からあったのか。入のほうも見てみたんですがないんですけども、白浜町独自のものであるのか。また国からのものであるのか。また、施設に対する、例えばふたばとかコスモスとかいろいろ手助けをするための手段の一つとして交通費を支給するとかそういう中身のことはどうなんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これは国、県から補助金をいただけるもので、国が2分の1、県が4分の1補助金をいただける部分の給付費でございます。これにつきましては、障害児者の就労を支援するため、いろんな働き場所を斡旋するとか、そこらあたりで使っているお金の部分で、だんだん増えてきている部分なんです。この部分補正で1,075万7,000円を上げさせていただいています。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

課長の説明はわかってんけども、国やなにかで急に予算が付いたものではなくて、そういうものであれば当初予算で計上すべきものであるのちがうかという気がするんですが、いか

がですか。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これにつきましては、当初でも要求させていただいているんですけども、それが使う人が増えてきたということで補正で追加で計上させていただいている部分でございます。

○議 長
13番 楠本君

○13 番

アバウトに当町として何人くらい対象者としているんですか。

○議 長
当初の数字はだいたいいいですが、わかりますか。
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

数字につきましてはちょっと手元に資料がございませんので、のちほどお答えさせていただきます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

20ページの農地費なんです。399万6,000円、農業用施設改修工事で上がっているんですけど、これについてどのようなものをどこへする施設なのか。

それと、その財源について319万6,000円ほど上がっているんです。その他の財源の319万6,000円はどういう形のものなのですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これはロケ谷の揚水機場の改修工事ということで、ポンプを改修するものでございます。

それで、財源のほうでございますが、入で申し上げますと、11ページの雑入がございまして、土地改良事業連合会からの補助金になりますので、そちらのほうで239万円。それからもう1つは、地元分担金ということで、9ページの農林水産業費分担金ということで79万9,000円。これで財源に充てるということでございます。

○議 長
13番 楠本君

○13 番

関連質問をすればよかったですけれども鳥獣害の部分です。シカ、イノシシ、さらにはアライグマ、サル、いろいろあると思うんです。その中でシカだけではないんだろうと思うんですけども、アライグマの発生が全町的に増えております。そうした中で私の裏庭でも5頭とりました。農林水産課の方々の世話になったところなんですけれども、白浜の半島部分のほうにも派生してきております。こういう部分については繁殖率が早いのでそういう対策は十分なされているとは思いますが、これらに対して県からの補助金というのはな

いんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

県からの補助金もございます。それで、このアライグマの対策につきましては、ほぼ捕獲おりで対応していることでございます。近年は捕獲おりを個人に貸し出すということで対応するのが主なんです。昨年からそういった捕獲おりにつきましても予算をいただきまして、おりを増やしていくということで対応してございます。この辺は白浜の連合町内会とか日置とか富田の区長会からも有害鳥獣の駆除ということでかなり要望いただいておりますので、その辺の部分で進めてまいりたいと思っております。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

そういうことでやられていることはわかるんですけども、こういう部分については狩猟免許を持っている人のわなとかでなくて、結構自分で農林水産課に電話してお借りしているのが実態だと思います。そうした中において、持ち帰って処理をしてもらっていると思うんですけども、県としてもこういう分の1頭につきいくらという部分、役場の職員に土日も含めて言いにくいから狩猟免許の持っている人をお願いをするという場合も多々あります。そうした中において車代的なものでも今後支給してもらおうような格好にならんのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

捕獲をした単体に対しての補助というのは確かにございまして対応しているわけなんですけども、なかなか市町村の業務、県の業務がある中でそういったもののいろんな部分は市町村の業務というのがございますので、なかなか県のほうにその部分をお願いするというのは難しいのかなと思いますが、その辺も含めてご相談させていただきながら努めてまいりたいと思っております。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

答弁漏れの部分です。

丸本議員から厚生年金に関しまして、年金受給者の方が厚生年金をかけた場合どうなるのかということです。年金受給者している方がかけた社会保険料につきましては、その方が退職後に本人の申請によりまして、申請がなされた場合、年金額が改定されて反映されると聞いてございます。70歳まででございまして、70歳以降の方につきましては、厚生年金のかけ金部分は免除されるということでございます。よろしく申し上げます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第114号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第114号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は12月20日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は12月20日火曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦勞さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、12時18分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 12 月 16 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員